

### 第3回 建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会 議事要旨

日 時 : 平成31年1月31日(木) 13:00 ~ 15:00

場 所 : 経済産業省別館238各省庁共用会議室

議事要旨 :

#### 【鈴木大臣官房審議官挨拶】

- ・ 昨年は雪害や地震、豪雨災害等が発生し、これから災害復旧工事が本格化する。被災地のためにも一刻も早い工事の完成が求められているが、建設工事従事者の安全が損なわれることがあってはならない。
- ・ 災害復旧工事においても、安全衛生経費が確保され、しっかり措置されるためには、平時から安全衛生経費に関する考え方がしっかり浸透することが必要。
- ・ 本日の検討会では、主に実態把握調査についてご意見を頂戴したいところ。調査内容をしっかりしたものにし、共通の理解にたった上で施策検討ができるよう、忌憚のないご意見を頂戴したい。

#### 【大井室長】

- ・ 第2回検討会では、実態調査による現状の把握と施策の具体化に関する検討を並行して進めることとしていたが、これまで頂いたご意見から、建設業者の立場によって課題・問題の観点が違うということが分かってきた。
- ・ 実効性のある施策検討を行うためには、まずは実態を把握し、課題の所在を明らかにすることから始めることが重要であると考えている。
- ・ そこで、安全衛生経費が契約手続き上どう取り扱われているかについて建設業者に実態調査を行い、その上で施策の具体化を検討することとしたい。
- ・ 施策の具体化に関する検討の観点は資料に記載した3つの観点となるが、本検討会でとりまとめた内容を具体化し施策として講じると共に、建設職人基本法の基本計画への反映を検討していく必要があると考えている。

#### 【天野企画専門官】

- ・ 資料2-1から2-4を説明

#### 【小岸委員】

- このアンケートは、建設職人の安全確保と処遇改善につなげていくものでなければ意味がない。そのためにも、中小企業の方でも理解できるように質問してもらいたい。
- 20年以上この業界に関わってきて、改修工事や一戸建てのペンキの塗りかえ、大規模修繕工事と呼ばれるマンションのリフォームの足場を主にやっているが、見積で安全衛生経費を出してくれと言われたことはほぼない。足場以外の業種の仲間に聞いても、言われたことはないと言っている。
- 新築工事やゼネコン関係の仕事をしている方は内容を理解できると思うが、小規模事業をやっている者は、「安全衛生経費って何のこと？」という人が多いので、このアンケートに答えられない場合が多いと思う。
- このような、アンケートの内容に進めない事業者は対象にしないということになるのか、どう取り扱う考えなのか。

#### 【天野企画専門官】

- 事務局としても、安全衛生経費を見積条件や積算で取り扱っている事業者は少なく、既往調査において「きちんと取り扱っている」と回答している何割かの会社は、優れた取組をしている一部の会社であって一般的ではないだろうと考えている。
- また、事業者の規模が小さくなるほど、安全衛生経費を取り扱えていないというご意見をお聞きしており、大勢がそのような状況であるだろうと考えている。
- そういった事業者にこのアンケート内容で調査をかけた場合、基準に関する質問に対しては「基準はない」という回答が、積算の手法に関する質問に対しては我々が想定していない手法で行っているという回答が出てくると想定している。
- そのような回答が大きな割合を占める場合には、まず安全衛生対策や積算そのものに関する理解を促進できるような取組が必要であることが分かった、という結果になるので、施策の焦点をそこに当てることになると考えている。
- また、そもそもアンケートの内容が分からないので回答できないという場合は、積算手法等とは別の観点でその方達へのサポートを考える必要がある、ということが分かると考えている。
- そのように、理解できない、回答できないという回答も、施策を打つ対象を明確にする材料となる立派な回答であると考えている。

- ・ 一方で、積算に関する考え方を理解できない事業者向けの施策を考えると、施策の考え方が大きく変わってくる。そこだけに焦点を当てるのは、本検討会が基本計画にある明確な積算という観点から実務者に委員をお願いし、議論していることもあり、趣旨からずれてしまう。
- ・ また、安全衛生対策や積算について理解している方々においても、例えば価格交渉等において不当なことをされているというご意見がある。そのような実態がアンケートで出てくれば、そこで経費の流れが止まってしまうため、施策を打つ必要があることが分かると考えている。

#### 【田久委員】

- ・ 今回の調査対象は建設業法上の許可業者になっているが、我々の組合に参加している方々は完工高500万以下の工事を行う、許可を要しない事業者なので、対象に入っていないと思う。一人親方で建設業許可を持っているという人を自分は聞いたことがない。
- ・ やれる事業者がどこまでやっているかというのを調べるだけでは、実態調査にはならないのではないか。そういった小規模の事業者は対象にしないのか。
- ・ また、全建総連も協力し、昨年未までの回答期限で、厚労省が一人親方のアンケートを行っている。元請との契約で安全衛生経費はどうなっているかという質問への回答があるので、これに関して厚労省と調整し情報を出してもらいながら考えてもらいたい。
- ・ 我々が把握して集計している範囲で見ると、書面で契約したことがないが45%、必要経費を認めてもらったことがないが25%、経費の見積を提出したことがないが24%、経費を含んだものを出したけれど断られたが3%という結果も出ている。
- ・ そういったことも考慮しながら、調査の中身として加えながらいろいろな検討をしていただければと思うが、このやり方ではそういった人達は拾えないのではないか。

#### 【天野企画専門官】

- ・ 許可業者以外の者に関しては、前回委員会でもご指摘頂き、偏りのない抽出・調査方法をどう考えるかという問題があるが、課題と認識している。
- ・ 発注者についても同様だが、建設業の許可業者のような規模や業種による分類などの元となるデータがないため、何らかの団体を通じてやるしかないのではないかと考え

ているが、本日はそこまで提示できておらず申し訳ない。

- ・ 許可業者以外の者に関して、今回のアンケートの内容を聞いた方が良いというご意見があれば、改めて全建総連等に相談させて頂き、調査を実施することも検討したい。
- ・ また、許可業者であっても、うまく回答を回収できないところが出てくるのではないかと指摘を座長から頂いている。その場合は、今回の調査とは集計上別にした上で、団体を通じて追加調査として実施することも検討する必要がある。

#### 【田久委員】

- ・ 今回のアンケートの内容は理解するのが難しく、全建総連の中でも役員をしている人くらいしか分からないと思う。5人以下の中小事業所では難しく、アンケート内容や言葉を変えないといけないと思う。
- ・ 別途検討するというのであれば、それはそれで良いと考える。

#### 【天野企画専門官】

- ・ 許可業者以外の関係については、厚労省のアンケートの内容を踏まえ、実態に関する前提認識を持った上で調査を組み立てた方が良いと考えるため、厚労省と調整しながら検討する。

#### 【東オブザーバー】

- ・ 田久委員からご指摘のあったアンケートに関して補足すると、昨年12月頭の時点で4万強ほど回収できており、現在担当部署で集計しているところ。
- ・ 田久委員が説明した回答率は、全建総連さんの関係者の回答分について集計した数字だと思う。全建総連さんに大変ご協力いただいております、かなりの割合を占めているのも事実ではあるが、最終的な数字ではないということをご留意頂きたい。
- ・ 担当部署での集計が整えば、可能な形で結果を共有したいと考えている。

#### 【矢野委員】

- ・ 個人や中小の事業者においては、アンケートの内容がわかりにくいのではないかと指摘が出ており、同意見であるが、平成28年度に建災防が実施したアンケートに加えて、かなり踏み込んだ細かい調査項目があるため、今後の施策の参考になる項目

が多いと考える。

- ・ ただし、今後どういう施策検討につなげていくのか、さきほど事務局から回答があったところは分かるが、全体としてどういう活用をしていくか、目的は何かというのが今日の資料の文面だけでははっきりしない。
- ・ アンケートをやる場合は、アンケートの趣旨や狙い、活用の方向を示し、忌憚のない指摘を欲しいという頭紙をつけるのが一般的かと思う。
- ・ そのところを詳細に書いて、このような議論に普段触れていない個人や中小の事業者にも分かりやすい解説を加えてもらえれば、少しは回答しやすくなるのではないかと考える。

#### 【天野企画専門官】

- ・ 導入文については、以前からご指摘を頂いており、本日はお示しできておらず申し訳ありません。このアンケートの回答で回答者に不利益な処分を行うことはないということや、検討会で安全衛生経費が建設業者に行き渡って、労働災害対策が現場で確実にできるようにしたいという趣旨で作成する。

#### 【佐々木委員】

- ・ 民間建築で我々が仕事をする場合、設計・施工の管理をする者が、見積の査定や確認を発注者に代わってやる場合も多いと考える。現状把握が重要という考えならば、発注者に専門的な知見がないため、設計コンサルタントや設計・施工の管理者に一任している場合は、その者に質問を投げかける必要はないか。
- ・ 複雑になるかもしれないのでそこまでやる必要があるか、委員の意見も伺いたい。

#### 【藤井委員】

- ・ 安全衛生経費の定義について、これまでの議論でも、何が含まれるか人により考えが異なっており、定義を示さないとアンケートを受ける人によって思い浮かべる内容が異なってくるのではないか。
- ・ 例えば交通規制をかける場合、これを安全衛生経費に含めるのであれば、これは基準がある。一方で基準がないようなものもある。質問の回答では、基準はある、ないの2種類しかないので回答者が迷ってしまう恐れがあるため、どこまでを安全衛生経費

とするか示さないと、アンケート結果の信頼性に疑問が生じる。

**【矢野委員】**

- ・ 安全衛生経費の定義に関して同様の懸念を持っているが、別途配布している資料として、厚労省が委託発注したものの成果物としてガイドブックがあり、安全衛生経費とはという一応の定義付けが書かれている。
- ・ これは、厚労省の調査の中で委員会が作られていたかと思うが、その結果として示されたものであり、直接工事費、間接工事費等の内訳として図表化されている。
- ・ これは細かいとしても、アンケートをとる場合には、安全衛生経費が大体何を指すものかということ、趣旨説明などに書き込んでおかないと、後段の質問で、直接工事費、間接工事費等、どこで要求したかという問があるが、回答者が困ってしまうと考える。
- ・ 現場では非常に細かくやっているため、これが安全衛生経費の中に入るのかということ、どこで戸惑ってしまう業者が多くならないよう、どこかで示して頂きたい。

**【本山委員】**

- ・ 安全衛生経費とは何かという話となるが、矢野委員の意見のとおりで、何か示さないと分からないと思う。
- ・ ご指摘の表は建設業法令遵守ガイドラインに基づいた留意点といったもので、厚労省と国交省が作ったパンフレットから引用しており、建災防が業界から意見を聞いて作ったものだが、説明資料のベースとして良いと思う。
- ・ アンケートの対象に関する質問だが、業種別の調査ということで、建設業許可の事業者数等、母集団のリストは持っていると思うが、今回の調査は一定の抽出から復元をして、全国版ができるということか。

**【天野企画専門官】**

- ・ 今回の調査は数量的、定量的に何かを明らかにして検討するものではなく、傾向の把握になるため、統計的な復元ということは考えていない。

**【東オブザーバー】**

- ・ 厚労省の委託事業のガイドブックについての補足になるが、ご指摘の安全衛生経費の表は、過去の資料を集めて作っているものである。これまでこの検討会において安全衛生経費の定義に関し色々ご意見が出ているので、これが定義だということではないが、考え方としてこういうものがあると参考にしていただくのは問題ないと考える。

**【蟹澤座長】**

- ・ 添付資料として、安全衛生経費の目安ということになるかと思うが、事務局はどう考えるか。

**【天野企画専門官】**

- ・ 佐々木委員からのご意見で、建築士等が任されてやっている場合もあるという点については、発注者へ調査票をお送りした後、そこから建築士に調査票を渡してもらうというのは難しいと思われませんが、建築士さんに直接調査をお願いするというやり方は取り得るのではないかと考える。後ほど改めてご意見を頂きたい。
- ・ 安全衛生経費の定義に関しては、これまでの委員会でご意見を頂いている中で、限定列举で示すところで労働安全衛生法以外も漏れがないようにして欲しい、義務になっていないものも取り入れるようにして欲しい、直接工事費は入れるべき、いや入れるべきではないといったご意見があり、まとめ切れていない。
- ・ 一方で、ご指摘の通り何かしら目安が必要となるので、特段ご異論がなければ、安全衛生対策を実施する項目として、厚労省さんのガイドブックに示されている内容を活用するのが良いかと考える。

**【蟹澤座長】**

- ・ 発注者への調査について、交通運輸関係のような、建災防の既往調査の結果からアンケートの内容に答える能力がある民間発注者の場合は直接、そうでない場合は設計事務所に委託しているものが多いと思われるので、建築士事務所協会等を通じて行うなど、住宅局と調整すると良い。
- ・ また、製造業とかエネルギー系の発注者は民間でも基準がしっかりしているので、既往調査を実施した建災防に相談すれば、どういったところに調査すれば良いか分かるかと思う。

- ・ また、木建町場などでは元請と言っても小規模で、この調査で言うところの下請に近いような実態もあるので、調査票を分けて作る等、小規模でも答えられるようにした方が良い。統計的に処理を行い定量的に物を言うものではないので、そういう分類が出てきてもやむを得ないのではないかと。

**【関根委員】**

- ・ 専門工事業者からすると、安全経費の確保は元請のゼネコンや発注者次第になるが、専門工事業者まで経費が流れ、実際に働いている現場の作業員までとなると着地までに相当な時間を要するなというのが実感としてある。
- ・ 最終的な目的は建設業で働く人の処遇改善だと思っているが、実際に現場で働いている人達はこういうアンケートや、書かれている言葉を目にしたことは多分ないと思う。私でもこのアンケートに回答しようとするのが苦慮するのが実情である。

**【蟹澤座長】**

- ・ 回答が難しいというご意見がある一方で、何か実態を知るものがなければならぬため、団体等を通じて答えて頂く必要も出てくるのかと思う。

**【天野企画専門官】**

- ・ 頂いているご指摘の趣旨として、言葉使いや回答の選択肢を直せば実態を拾うことができそうか、それとも質問すべき観点自体が異なっているか、それ次第で対応の方向が変わってくるため確認させて頂きたい。

**【関根委員】**

- ・ ゼネコンさんの下で専門工事の協力会などがあるが、そういうところでも安全衛生経費は話題に上がっていないのが実情であり、ゼネコンさんや発注者でも認識がどこまであるか疑問である。

**【岸田委員】**

- ・ 鳶土工工事の専門工事会社においては、人が財産である。
- ・ 安全衛生経費としては、上乗せ労災保険の保険料や、雇い入れ時及び定期の健康診断



の費用やインフルエンザの予防接種の費用、また教育訓練等の各種資格取得にかかる費用とその日当の補償がそれにあたりと考える。

- ・ また、今後はフルハーネスの購入等各種工具を購入する費用も経費として実行することが人材確保や処遇改善に繋がっていくと考える。

#### 【小岸委員】

- ・ 事務局から、どのような言い方が良いかという話があったが、小規模事業者は行政が使っている言葉自体が分からないと思う。建設業でたたき上げの人達からすると、言っていること自体よく分からない、そんなこと言われたことはない、となる。
- ・ 新築工事で働く人と違って、自分が仕事をしている大規模修繕という分野では、例えば100億円ぐらいまでの元請けでも、普段元請けからそういうことを言われたことがないので、アンケートをしても答えられないと思う。
- ・ 建設業界の普通の作業員からすると行政が常識的に使う言葉が分からないし、行政も建設業界の普通の作業員が使う言葉が分からないと思う。

#### 【蟹澤座長】

- ・ 通常は安全衛生経費について意識していないということは実態としてあると思われるが、この会議の議論は技能者のしっかりとした地位を確立するにはまず安全確保が必要である、そのためには経費を確保しようという趣旨なので、実態としてこの費用はどう考えているのかというところを知らなければならない。
- ・ ある程度の定量的な数が出るような、今回のアンケートのようなものは実施しなければならない。結果として、多くが外注している、基準がないという答えが多くあっても、それはそれで一つの結果として出さなければならない。
- ・ 一方で、しっかりした基準を持っている民間発注者の例などは、ベストプラクティス的に、こういうしっかりした例がありますよというのを集めて頂く。そこから、厚労省のガイドブックにあった安全衛生経費の例示にないプラスアルファとして、岸田委員がおっしゃっていたような人に関わるものが出てくるかもしれない。
- ・ マクロに全体の実情を把握するものと、通常のアンケートと少し違うものになるが、細かく実態を聞くもの、聞く対象によって内容を変える等、そういった対応をするしかないかなと思う。

- 本日の議論を踏まえると、建設業で働く人達の健康と安全を確保して、健全な産業になるために、お金の面でもしっかりとやれるよう、国はそのための基準を作りましょうという目的のためには、色々やらなければならないと思われる。
- 今日の叩き台をベースに、それぞれのお立場で具体的にどこをどういう風にしたらいのかというところを出して頂きたい。特にノウハウをお持ちの団体はよろしく願いたい。

**【大井室長】**

- これまで頂いている意見として、アンケートでは会社の規模等も聞くが、内容が分からないから回答するのはやめよう、といった感じで小規模のところからの回収数が低くなるのではないかと、という懸念があるかと思う。
- 答えられないところは無記入のままで良いので返してもらえようにし、分からないなら分からないということを回答して返してもらい、安全衛生について意識している、していないとか、制度が十分知れ渡っていないというようなことが浮き出てくるような回収方法を工夫したい。
- 事務局の都合として年度内にある程度調査を実施しなければならないため、どこかで見切りはつけないといけないが、この調査で足りないところは各団体にご協力を頂きながら、年度を越えてでも対応していきたい。

**【蟹澤座長】**

- 大事な問題なので、各団体におかれても、個別に調査をかけると答えてもらうのが難しいのであれば、何かで関係者が集まる時に、解説しながら書いてもらう等の工夫も考えて頂きたい。
- 続いて、委員からの意見として矢野委員から資料が提出されているので説明をお願いします。

**【矢野委員】**

- 資料3について今後の検討に向けて1つの参考としていただければという趣旨で説明する。
- 詳細なアンケート案が提示されている一方で、検討会が始まり約9ヶ月経過している

が、検討の方向としてまだ入り口と言わざるを得ない。

- これまで2回の検討会の場で個別の意見として資料にあるような意見を申し上げ、第2回検討会への意見として10月に書面にて提出している。キーワードは「見える化」であり、安全・健康経費の見える化がまず必要である。
- 段階を分けているが、まず第1弾として範囲をどこまで考えるべきなのかという問題がある。今回のアンケートでは、参考資料として、一つの方向が出たところだと思っている。
- 第2弾として、別枠化という言い方をしているが、完全な別枠化に至らずとも、安全・健康経費がどのように積算され、どのような額になっているのか、現在の総価契約主義の中で見えにくくなっている。元請と、特にスーパーゼネコンや発注者の間では非常に高度な、ISOよりも高度な安全基準で行っているようだが、それ以外の、語弊があるかもしれないが、地方の中小ゼネコンや1次、2次とおりにてきたときの安全・健康経費についての考え方、お金の取り方では非常に弱くなってきているのではないか。まずは全体の中でどのようにしているのかということが見える化されわかるような形になることが必要ではないか。
- 第3弾は、元請から1次、2次、3次といった場合の具体のお金の支払われ方をどう担保するのかということで、問題を提起してきたところ。
- 全国仮設安全事業協同組合で内部検討し、特に第3弾に関連するようなこととして、EUの安全・健康に関する調整管理者、コーディネーターと書いているが、このような仕組があることが調査の結果分かった。
- アンケート結果を踏まえて国交省で検討の叩き台を考える際、このようなことも1つの案として参考にしてもらえないかという趣旨で書いている。
- この制度のメリットは、まずコーディネーターが独立的な性格であり、国家資格的なものを考えることもできたと思うが、一定の資格を有している。そのコーディネーターが安全の全体計画の策定ないしは費用の積算に独立的な立場で密接に関与することで、計画の妥当性、費用の積算の妥当性が担保できると考える。
- このような工事の全体的進行管理、設計管理から含めて、安全管理を考えるべき立場となるため、高度な知識水準が必要になる。そのための教育というのは1つの大きな課題として考えるべき問題となる。
- また、安全調整計画の策定基準は、原則公的機関が定めることとし、誰が計画しても、

どのようなコーディネーターが計画しても、一定の水準が保て、公平性が担保されるようにすべきと考える。現状はいろいろな建設業者がおり、労働安全衛生法の水準を守る中でレベルに差が出る可能性があるが、そのような懸念が消える。

- また、健康経費の具体の積算についても、十分な水準が確保しうる。同時に、発注者、元請、下請、色々な階層の当事者が費用をめぐる問題となる可能性があるが、独立のコーディネーターが関与することで調整の円滑化が図れると考える。
- 最後に、安全点検等の安全監理をコーディネーターがやることにより、総合的、客観的な調整が可能となるのではと考えている。
- 具体的な仕組みについては資料のフローチャートに書いている。コーディネーターは発注者が選任し、発注者の資格については国家資格の新設を検討すべき。その際、建築士とか建設コンサルタント、施工管理技師、それから積算士等は一定の教育を付加すれば十分に役割を果たせると考えている。また、いかなる建設事業の当事者からも独立した存在にすべきである。
- このコーディネーターが自ら各現場の安全・健康調整計画を策定する。小規模な事業など特殊な事業では、元請けが計画を作成し、コーディネーターがチェックする等も考えられる。計画の策定基準は公的な機関が定める。
- 作成した調整計画については発注者の了解を得て決定され、その内容に基づき経費を積算する。その際、従来は現場管理費や一般管理費に含まれているかよく分からないが、元請として適正な安全・健康関連の管理費を切り出して、下請分も計上する。
- また、調整計画に基づく実施計画を策定し、策定した計画に基づいて契約を締結する。その際、安全・健康経費は、現行の総価契約の原則を守りつつ、他の経費と区分し別枠化した明示方法を考えるべきである。
- また、安全・健康経費は正当な理由なく減額されてはならないということをごどこかに位置付けるべきである。
- さらに、安全対策の具体の実施では、コーディネーターと各当事者とがいろいろな関係にあるが、コーディネーターが調整に関与することにより無用な軋轢を避けることができる。
- EUの制度をにらみながら、以上のようなことも念頭において今後の検討の参考にさせていただきたい。

【蟹澤座長】

- ・ 委員からのご意見ということで制度の話もあったが、事務局から何かあるか。

【大井室長】

- ・ ご説明のあったEUのコーディネーター制度について、私どもも勉強してみたが、建設現場の中での安全衛生をどのように確保するかという制度の1つとしてコーディネーター制度があると認識している。
- ・ これを日本の制度に置き換えると、労働安全衛生法になる。そのため、労働安全衛生法の面からコーディネーター制度を議論することなく、この検討会でコーディネーター制度の是非を検討するというのは、この検討会の主題を超えていると考える。
- ・ 頂いたご提案はご提案として、我々の勉強の1つの糧とさせて頂く。

【矢野委員】

- ・ コーディネーター制度については、私も国交省の権限内でおさまる話とは思っていないが、建設工事全体の中での1つの項目として、安全というものは大きなものとしてあるはずである。
- ・ 建設業法の中で明確に書かれてはいないが、例えば第19条に関する規定でも、工事の施工の適正な費用の中には、安全管理経費が含まれるということは既にガイドライン等でも書かれている。
- ・ 労働安全衛生法に安全調整管理者という制度があり、細かい制度ができあがっている状況において、コーディネーター制度を検討するには、当然ながら厚労省と国交省と両者の立場で検討してもらう必要があると考えている。
- ・ この検討会が相応しいかどうかは別として、安全・健康管理経費という切り口で言えばこの検討会しかないので、別途両省で検討会議を作る等、国家行政の所管の枠を越えて検討しないとこの議論は前に進まない。
- ・ EUにおいてもコーディネーター制度ができるまでに、1980年代に膨大な議論があったと聞いており、その中では発注者責任、元請責任をどうするのか、日本に置き換えて言うと厚労省と国交省の狭間の問題をどうするのかという議論があったと聞いている。
- ・ その結果としてEUの制度ができ、一定の評価を得ており、この場はそういう場では

ないので今日は資料を持ってきていないが、死亡者の数等が減っているという実績があるとされているのだから、所管を越えて検討をして頂きたい。

**【蟹澤座長】**

- ・ 私から細かい話にはできないが、EUがこういう制度を作る時は長い時間をかける。最初は各国の制度について、その違いや何を検討するかということから始め、どういうものを作るとまとまるかというのを5年、10年かけてやっていく。
- ・ 国交省も全く取り上げないというより、日本の現行制度を変えるのは大変なことであり、矢野委員の資料にもあるようにまずは見える化から、またまずはアンケートについて今日の議論を踏まえどうするのだという大きな問題があり、順番があるということではないか。
- ・ 重要な提案を頂いたのだと思うが、この会議の中で今年度議論するには時間がない、また国交省の権限を越えた調整が必要ということだと思うが、事務局から補足があるか。

**【大井室長】**

- ・ 重ねてになるが、労働安全衛生法をどうするかという議論を飛ばして、経費の問題として検討することはできないのではないかと考える。

**【蟹澤座長】**

- ・ この検討会では、労働安全衛生法と建設業法、建設職人基本法を含めてご提案の内容を扱う大変なミッションは受けていないので、この場は資料を頂いて説明と提案を受けたと位置付ける。

**【小岸委員】**

- ・ アンケートの件だが、こういう質問も入れられないかという意見は受け付けてもらえるか。

**【天野企画専門官】**

- ・ 資料2-1の流れに即し、ここでこういうことも質問した方が良いというご提案や選

択肢の追加、言葉使いの修正といった改善のご意見で、他の質問にさしさわらないものであれば取り入れたい。

- ・ 一方で、頂いた意見を踏まえた修正内容を委員全員の了解を取りながら反映していくとなると膨大な時間がかかるため、事務局と座長での相談に一任とさせて頂きたい。
- ・ 勝手ではあるがご意見は来週中に頂きたい。

**【蟹澤座長】**

- ・ それでは、言葉使いの調整や問の追加について、アンケート回収率が下がるような大量の追加にはならないようご注意頂きながら、意見を出して頂き事務局と座長に一任とさせて頂きたく。

**【天野企画専門官】**

- ・ 次回の検討会については、アンケート調査を実施し、速報値等が整理できた段階で行うよう、本日の宿題対応を踏まえながら調整させて頂く。

— 了 —